

川口市監査告示第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和5年2月1日

川口市監査委員 澤野 高雄

同 金井 洋

同 榊原 秀忠

同 芝崎 正太

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

社会福祉法人 川口市社会福祉事業団

(2) 選定理由

補助目的に沿った事業運営等が適正かつ効率的に行われるため、違法、不正な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和元年12月1日～令和元年12月26日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 決算諸表等	法令等に基づいて適切に処理されているか
(2) 委託契約	支出内容は適切か
(3) 基本財産の管理	安全有利な方法で管理運用されているか
(4) 指定管理事業	協定書に基づき適切に管理運用されているか

4 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和4年10月31日

5 監査の実施期間

令和4年12月1日～令和4年12月27日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、関係者から事務の執行状況等について説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

ア 事業運営等

(ア) 定款・経理規程等の整備

(イ) 理事会等の開催状況

(ウ) 決算諸表等の作成

イ 会計経理事務

(ア) 社会福祉事業団補助金等の収入事務

(イ) 事業費等の支出事務

ウ 契約事務

(ア) サンテピア設備保守管理業務等の委託契約

(イ) 特別養護老人ホーム特殊浴槽等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 基本財産等の管理状況

オ 事業の執行状況

(ア) 老人福祉センター等の自主経営事業

(イ) 特別養護老人ホーム等の指定管理事業

第2 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

第3 意見

1 財産管理について

基本財産等の管理状況において、備品の所有者及び保管状況を明確にし、適切に管理されたい。